

**令和 7 年度茨城県パラアーティスト発掘・育成等事業
プロポーザル実施要領**

この要領は、令和 7 年度茨城県パラアーティスト発掘・育成等事業について、受託する業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

1 委託事業の内容等

(1) 目的

パラアーティストを発掘・育成し、作品が認知され、経済的な対価を得るといった生きがいを出すと同時に、地域における障害者の芸術文化活動を支援し、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

(2) 委託事業内容

別紙「令和 7 年度茨城県パラアーティスト発掘・育成等事業委託仕様書」による。

(3) 委託期間

契約の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

(4) 見積限度額

4,999,768 円（消費税及び地方消費税を含む）

※この額は事業の予算規模を示すものであり、予定価格を示すものではないので注意すること。

2 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札への参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 国税、茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定するものでないこと。
- (6) 障害者の文化芸術活動の振興に係る業務を履行した実績を有する者であること。

3 担当部局

茨城県福祉部 障害福祉課 企画担当

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番地 6

電話 029-301-3357

FAX 029-301-3370

Email: shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp

4 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び部数

No.	提出書類	部数
1	企画提案書（表紙）（様式第1号）	1部
2	企画提案書（自由様式） 仕様書に記載された業務の具体的な内容が分かるもの。 ただし、以下の内容については、必ず記載すること。 ① 業務の具体的な内容 ② 業務スケジュール ③ 業務の実施・運営体制 ※ A4判、20ページ以内で作成すること。 ※ 文章を補充するために必要なイラスト、イメージ図等の使用可 ※ 1ページ目の余白に事業者名を記載すること。	5部
3	経費見積書（様式第2号）	5部
4	企画提案書の提出者に要求される資格要件に係る証明書（様式第3号）	5部
5	障害者の文化芸術活動の振興に係る業務実績書（様式第4号）	5部
6	会社概要等説明書（会社案内、パンフレット等）	5部

(2) 提出方法

4(1)記載の書類及び部数を持参、郵送（書留郵便又は配達証明）又は宅配便（提出先に届いたことが証明できるものに限る）により提出すること。

なお、持参の場合、受付時間は午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）。

(3) 提出先

「3 担当部局」のとおり

(4) 提出期限

令和7年4月21日（月）午後5時（必着）

5 質問の受付

公告の日から令和7年4月14日（月）まで、担当部局へのメール又はFAXにて受け付ける。

なお、メール又はFAXにより質疑を提出したときは、電話で送付確認をすること。

6 審査方法

(1) 審査の実施及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置する審査委員会において、下記6(2)の評価基準により審査を行い、受託候補者1者を選定する。（プレゼンテーションは実施しない。）

採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(2) 評価基準

審査項目	審査基準（着眼点）
業務の理解度	①業務の趣旨・目的を理解し、提案内容に反映しているか。
提案の的確性	②仕様書の内容を的確に踏まえた提案内容となっているか。
業務の具体性・実現性	③実施方法が具体的で実現性を有しているか。
業務の創意・工夫	④提案内容に創意・工夫はあるか。
業務の実施体制	⑤業務実施のために適切な組織体制、運営体制が確保されているか。
同種の業務実績	⑥障害者の文化芸術活動の振興に係る業務の実績を有しているか。
見積額の妥当性	⑦見積額及び積算根拠は適切か。

7 契約手続き

(1) 契約相手方の決定方法

県は、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則規則第15条）に定める随意契約の手続きにより、業務委託者として決定した者から見積書を徴し、見積金額が茨城県財務規則（平成5年茨城県規則規則第15条）第146条の規定に基づき作成する予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結する。

なお、契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、あるいは業務受託者として決定された者が辞退した場合は、次点者を受託候補者とする。

(2) 契約書の作成

本事業は契約書の作成を要する。

(3) 契約保証金

当該契約に係る契約保証金は免除とする。

8 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出された企画提案書については、後日ヒアリングを行うことがある。

(3) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。

なお、提出された企画提案書は返却しない。

(4) 企画提案書の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。